

令和 6 年 7 月 22 日

組合員 各位

三井物産健康保険組合

令和 6 年度 被扶養者認定調査実施のお知らせ

平素より当組合の事業運営に格別なご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、毎年実施致しております被扶養者認定調査について、本年度は下記の方法にて実施致します。

なお、本調査は健康保険法施行規則第 50 条に基づき実施しております。被扶養者資格の再確認を行うことは、加入者間の公平性を保つことはもとより、保険料負担の抑制や医療費及び高齢者医療制度への支援金等の適正化にもつながる大切な事務となりますので、皆様のご理解とご協力をお願い致します。

1. 調査対象者

- ① 配偶者
- ② 配偶者以外(子、父母、兄弟等) ※令和 6 年 4 月 2 日時点で満 24 歳以上の方
- ③ 他の健康保険組合と資格重複の可能性のある方

令和 5 年 12 月 31 日以前に認定された方を対象とします(被保険者の定年再雇用等により再認定された方は、令和 6 年 1 月 1 日以降の認定も調査対象とします)。

2. 調査方法

- ① 国の定める特定個人情報(マイナンバー等)の情報連携の仕組みを用いて、調査対象者の課税・非課税情報等を照会し、被扶養者要件を確認します。
- ② 上記①により、被扶養者要件を満たしていることが確認できなかった方に、別途「調査票」や「必要書類」の提出を依頼します。
- ③ 調査により被扶養者要件を満たしていないことがわかった場合は、被扶養者減少届にて扶養削除のお手続きをお願いいたします。

※令和 3 年度までは、「課税・非課税証明書」等の必要書類を、直接市区町村窓口に取り付けていただいておりますが、マイナンバーにより健保組合で照会が可能とされているものについては、可能な限り当組合で照会をいたします。

※特定個人情報は「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)」により、健保組合も含む行政機関等の行政事務を処理する者の間で情報連携を実施する(例:健保組合の扶養認定・確認に際し、市町村より課税・非課税情報の提供を受ける)等、利用範囲が定められており、番号法で定める利用範囲において特定した利用目的を超えて、利用しません。

※情報連携はマイナンバーを直接用いず、行政機関毎に置き換えた符号により情報連携が行われます。

※情報連携に際し本人の同意は不要とされておりますが、本調査の内容については当該お知らせにて周知させていただきます。

3. 本件問い合わせ先

三井物産健康保険組合 適用担当 築田(ヤナタ) 03-3285-2934

以上